

参考配布

平成 26 年 11 月 19 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 戸ヶ崎 文泰

課長補佐 梅田 心一郎

(電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5744)

03(3502)5227 (夜 間)

労働者派遣事業主に対する労働者派遣事業停止命令

及び労働者派遣事業改善命令について

標記について、神奈川県労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、神奈川県労働局が配布した資料です。



厚生労働省
神奈川県労働局発表
平成26年11月19日

担	神奈川県労働局 職業安定部 需給調整事業課
課	長 清原 忠夫
主任需給調整指導官	長山 宏
電 話	045-650-2810
FAX	045-650-2880

いわゆる「偽装請負」により死亡災害を 発生させた事業主を行政処分

神奈川県労働局（局長：水野 知親）は、労働者派遣法（※）に基づき、労働者派遣事業を営む事業主1社に対して、本日、下記のとおり同法第14条第2項及び第49条第1項に基づく労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 処分を受けた事業主

名 称 英宝総合株式会社(代表取締役 黒澤 弘)
所 在 地 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央五丁目7番2号
許可番号 般14-020025(平成13年6月1日許可)
処分内容 労働者派遣法第14条第2項に基づく停止命令(内容は第3のとおり)
労働者派遣法第49条第1項に基づく改善命令(内容は第4のとおり)

第2 処分の理由

英宝総合株式会社(以下「英宝」という。)は、神奈川県内に所在するA社との間で請負契約を締結し、自らが雇用する労働者をA社の事業所内において玉掛等の業務に従事させていたが、少なくとも平成20年9月1日から平成25年7月10日までの間、A社の指揮命令下で当該業務を行っており、その実態は労働者派遣法に規定する労働者派遣事業に該当するいわゆる偽装請負の状態に該当し、かつ、上記期間中に別の請負契約についても、同様の状態であったことから行政指導を受けているにもかかわらず、

- (1) 労働者派遣法第26条第1項の規定に違反して、労働者派遣契約の締結に際し同項各号に掲げる事項の内容及びその内容を書面に記載せず、
- (2) 同法第34条第1項の規定に違反して、労働者派遣をしようとするときに、あらかじめ、当該派遣労働者に対し就業条件の明示を書面の交付等の

方法により行わず、

- (3) 同法第35条の規定に違反して、労働者派遣をするときに、当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名等を派遣先に通知せず、
- (4) 同法第35条の2に違反して、上記玉掛業務等は派遣可能期間の制限がある業務であるにもかかわらず、同法第40条の2第1項の規定に抵触する最初の日である平成21年9月1日以降継続して労働者派遣を行い、
- (5) 同法第37条第1項に違反して、派遣元管理台帳を作成せず、もって、同種違反を継続して行ったこと。

また、当該状況下において、同業務に従事していた労働者について、平成25年7月10日に労働災害により死亡する事故が発生したものの。

第3 停止命令の内容

平成26年11月20日から同年12月19日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

第4 改善命令の内容

- 1 労働者派遣事業、請負事業の全てを対象として、これらが労働者派遣法及び職業安定法に違反していないか総点検を行い、違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。
なお、総点検にあたっては、特に下記事項について重点的に点検すること。

- ①労働者派遣法第26条第1項（契約の内容等）
- ②同法第34条第1項（就業条件等の明示）
- ③同法第35条（派遣先への通知）
- ④同法第35条の2（労働者派遣の期間）
- ⑤同法第37条（派遣元管理台帳）

- 2 上記1の事項に係る、労働者派遣法違反について、その発生の経過を明らかにした上で、原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

- 3 労働者派遣法、職業安定法等、労働関係法令の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

※労働者派遣法、職業安定法の関係条文は別添をご参照ください。

(別添)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(抄)

(許可の取消し等)

第14条第2項

厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該一般労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(契約の内容等)

第26条第1項 労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。

以下同じ。)の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

- 一 派遣労働者が従事する業務の内容
- 二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所
- 三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項
- 四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- 六 安全及び衛生に関する事項
- 七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 八 派遣労働者の新たな就業の機会の確保、派遣労働者に対する休業手当(労働基準法(昭和22年法律第49号)第26条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。第29条の二において同じ。)等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たつて講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
- 九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

同条第6項 派遣元事業主は、第四十条の二第一項各号に掲げる業務以外の業務について新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

(就業条件等の明示)

第34条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- 一 当該労働者派遣をしようとする旨
- 二 第26条第1項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るもの
- 三 第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあつては、当該派遣労働者が従事する業務について派遣先が同項の規定に抵触することとなる最初の日

(労働者派遣に関する料金の額の明示)

第34条の2 派遣元事業主は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額として厚生労働省令で定める額を明示しなければならない。

- 一 労働者を派遣労働者として雇い入れようとする場合 当該労働者
- 二 労働者派遣をしようとする場合及び労働者派遣に関する料金の額を変更する場合 当該労働者派遣に係る派遣労働者

(派遣先への通知)

第35条第1項 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる

事項を派遣先に通知しなければならない。

- 一 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名
- 二 当該労働者派遣に係る派遣労働者が期間を定めないで雇用する労働者であるか否かの別
- 三 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第39条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第十八条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び雇用保険法第9条第1項の規定による被保険者となつたことの確認の有無に関する事項であつて厚生労働省令で定めるもの
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

(労働者派遣の期間)

第35条の2第1項 派遣元事業主は、派遣先が当該派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる場合には、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行つてはならない。

(派遣元責任者)

第36条 派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、第六条第一号から第八号までに該当しない者(未成年者を除く。)のうちから派遣元責任者を選任しなければならない。

- 一 第32条、第34条、第35条、第35条の2第2項及び次条に定める事項に関すること。
- 二 当該派遣労働者に対し、必要な助言及び指導を行うこと。
- 三 当該派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に当たること。
- 四 当該派遣労働者等の個人情報の管理に関すること。
- 五 当該派遣労働者の安全及び衛生に関し、当該事業所の労働者の安全及び衛生に関する業務を統括管理する者及び当該派遣先との連絡調整を行うこと。
- 六 前号に掲げるもののほか、当該派遣先との連絡調整に関すること。

(派遣元管理台帳)

第37条第1項 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 派遣先の氏名又は名称
- 二 事業所の所在地その他派遣就業の場所
- 三 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 四 始業及び終業の時刻
- 五 従事する業務の種類
- 六 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 七 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 八 その他厚生労働省令で定める事項

(改善命令等)

第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律(第23条第3項及び第23条の2の規定を除く。)その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 2 厚生労働大臣は、派遣先が第四条第三項の規定に違反している場合において、同項の規定に違反している派遣就業を継続させることが著しく不相当であると認めるときは、当該派遣先に労働者派遣をする派遣元事業主に対し、当該派遣就業に係る労働者派遣契約による労働者派遣の停止を命ずることができる。

(権限の委任)

第56条第1項 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。